

## 中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領の修正

変更及び修正箇所につきましては、以下のとおりです。

### 1 趣旨については、下線部「県内の」を加えました。

(修正前)

この設置要領は、県教育委員会が、中学校特別支援学級から

(修正後)

この設置要領は、県教育委員会が、県内の中学校特別支援学級から

### 2 副学籍による指導の目的については、「目的」とし、(1)～(3)を以下のとおり変更しました。

(修正前)

#### 2 副学籍による指導の目的

副学籍による指導は、次に掲げることを目的とする。

(1) 対象生徒が、中学校で取り組んだ部活動に継続して取り組み、高等学校における部活動の指導を通して、その力量を向上させるとともに、社会で自立するための資質を育むこと。

(2) 県立高等学校（以下「副学籍校」という。）の生徒が、同じ社会で生きる人として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶこと。

(3) 障害のある生徒と障害のない生徒が共に学び育つことができる体制作りを進めること。

(修正後)

#### 2 目的

対象生徒が、中学校で取り組んだ部活動を継続することができるよう、高等学校の部活動に所属させることを目的とする。

### 3 副学籍による指導の内容を、「指導体制」とし、以下のとおり変更しました。

(修正前)

#### 3 副学籍による指導の内容

副学籍による指導の内容は、対象生徒が、副学籍校の部活動に参加し、当該副学籍校の生徒と共に部活動に取り組むこととする。なお、副学籍校における部活動の指導は、当該副学籍校の教員によるものとする。

(修正後)

#### 3 指導体制

(1) 副学籍校における部活動の指導は、原則として当該副学籍校の教員によるものとする。

(2) 県教育委員会は、(1)の指導については、副学籍協議会（仮称）（以下「協議

会」という。)で協議の上、必要な支援を講じるものとする。

7 副学籍協議会（仮称）の設置については、「協議会の設置」とし、内容を(1)及び(2)の項目に分けました。

(修正前)

#### 7 副学籍協議会（仮称）の設置

県教育委員会は、6の申請に係る生徒が進学予定である県立特別支援学校、当該部活動を有する県立高等学校及び県教育委員会で構成する副学籍協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は、副学籍校の指定及び部活動の指導に係る協議を行う。

(修正後)

#### 7 協議会の設置

- (1) 県教育委員会は、6の申請に係る生徒が進学予定である県立特別支援学校、当該部活動を有する県立高等学校及び県教育委員会で構成する協議会を設置する。
- (2) 協議会は、副学籍校の指定及び部活動の指導に係る協議を行う。

11 事故防止及び事故発生時の対応については、下線部「対応するが、その後の対応や」を加えました。

(修正前)

また、怪我等の応急措置については副学籍校で、事故報告、独立行政法人日本スポーツ振興センター給付等の手続きについては在籍校で対応するものとする。

(修正後)

また、怪我等の応急措置については副学籍校で対応するが、その後の対応や事故報告、独立行政法人日本スポーツ振興センター給付等の手続きについては在籍校で対応するものとする。

## 資料

### 中学校特別支援学級在籍生徒の高等学校における副学籍設置要領

平成28年3月1日  
奈良県教育委員会

#### 1 趣旨

この設置要領は、県教育委員会が、県内の中学校特別支援学級から県立特別支援学校高等部（以下「在籍校」という。）に進学する生徒（以下「対象生徒」という。）を対象に、県立高等学校に副学籍を設置するにあたり、必要な事項を定めるものである。

#### 2 目的

対象生徒が、中学校で取り組んだ部活動を継続することができるよう、高等学校の部活動に所属させることを目的とする。

#### 3 指導体制

- (1) 副学籍校における部活動の指導は、原則として当該副学籍校の教員によるものとする。
- (2) 県教育委員会は、(1)の指導については、副学籍協議会（仮称）（以下「協議会」という。）で協議の上、必要な支援を講じるものとする。

#### 4 副学籍の対象となる者

- (1) 次の①～⑤の要件をすべて満たし、県教育委員会が、在籍予定である県立特別支援学校長及び副学籍予定の県立高等学校長との協議に基づき副学籍による指導が適当であると認める者とする。
  - ① 次年度、県立特別支援学校高等部1年生に在籍することが確定していること。
  - ② 中学校において3年間継続して同一の部活動に取り組み、県立高等学校の部活動に継続して取り組む意志があり、高等学校における専門的な指導が必要であること。
  - ③ 在籍予定の県立特別支援学校に自力通学ができるなど、一定の社会的適応力を有していること。なお、副学籍校への登下校は、保護者の責任の下に行うこと。
  - ④ 在籍予定の県立特別支援学校に、中学校において取り組んでいた部活動が設置されていないこと。ただし、より専門的な指導が必要である場合はこの限りでない。
  - ⑤ 副学籍校での部活動の参加について、本設置要領の趣旨や目的、内容等を理解し、保護者の責任において承諾できる者であること。
- (2) その他、高等学校の部活動に参加する際に部員間の理解や支援が得られる場合など、(1)に準じて県教育委員会が、在籍予定である県立特別支援学校長及び副学籍予定の県立高等学校長との協議に基づき副学籍による指導が適当であると認める者とする。

#### 5 公簿等の扱い

在籍校は、対象生徒の指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副学籍校及び副学籍校における部活動での指導について記載するものとする。

#### 6 実施手続き

市町村教育委員会は、副学籍による指導を希望する生徒について、当該生徒が市町村立中学校3年生に在籍中に、申請書（第1号様式）を県教育委員会に提出する。

## 7 協議会の設置

- (1) 県教育委員会は、6の申請に係る生徒が進学予定である県立特別支援学校、当該部活動を有する県立高等学校及び県教育委員会で構成する協議会を設置する。
- (2) 協議会は、副学籍校の指定及び部活動の指導に係る協議を行う。

## 8 実施決定

県教育委員会は、協議会で協議の上、申請に基づく当該部活動を有する県立高等学校を副学籍校として指定する。指定する期間は、対象生徒が、県立特別支援学校に在籍する間とする。

県教育委員会は、副学籍校として指定したときは、第2号様式により当該県立高等学校長に通知するとともに、第3号様式により進学予定の特別支援学校長に通知する。また、第4号様式により申請のあった市町村教育委員会に通知する。

## 9 計画の立案

- (1) 在籍校は、副学籍校における指導を自校の教育活動の中に位置付け、「個別の教育支援計画」に明記するものとする。
- (2) 在籍校は、「個別の教育支援計画」を基に、対象生徒に関する目標、指導内容や方法、副学籍校に伝える配慮事項等を保護者と確認するものとする。

## 10 配慮事項

在籍校は、副学籍校と隨時連絡を取り合い、副学籍校による指導の実施状況等について共有するものとする。

副学籍校は、在籍校と連携し、対象生徒の障害の特性等について理解するとともに、必要な配慮を行うものとする。

## 11 事故防止及び事故発生時の対応

部活動における事故防止については、日頃から在籍校と副学籍校の連絡を密に行い、生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意するものとする。

また、怪我等の応急措置については副学籍校で対応するが、その後の対応や事故報告、独立行政法人日本スポーツ振興センター給付等の手続きについては在籍校で対応するものとする。

## 12 その他

4に規定する要件を満たさなくなった場合は、協議会で協議の上、副学籍による指導の指定を取り消すものとする。

## 附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

<第1号様式>

第 号  
平成 年 月 日

奈良県教育委員会事務局  
学 校 教 育 課 長 殿

〇〇〇教育委員会教育長

県立高等学校の副学籍による部活動指導 申請書

県立高等学校の副学籍による部活動指導について、下記のとおり申請します。

記

生徒氏名	
在籍校及び学年	
住所	
電話番号	
保護者氏名	
中学校で所属していた部活動	
申請理由	

<第2号様式>  
教 学 第 号  
平成 年 月 日

(副学籍を置く学校長宛て)

学校 教育課 長

### 副学籍校の指定について（通知）

奈良県立特別支援学校に在籍予定の次の生徒について、貴校を副学籍校として指定します。

については、在籍校と連携して副学籍による部活動指導を実施願います。

記

1 生徒氏名

2 在籍予定校・学年

3 副学籍を設置する日

平成〇年〇月〇日より

<第3号様式>  
教 学 第 号  
平成 年 月 日

(在籍予定の学校長宛て)

学 校 教 育 課 長

副学籍校の指定について（通知）

この度、貴校に在籍する生徒の副学籍校の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

については、副学籍校と連携して副学籍による部活動指導に協力願います。

記

1 生徒氏名

2 副学籍校

3 副学籍を設置する日

平成〇年〇月〇日より

<第4号様式>

教 学 第 号

平成 年 月 日

○○○教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局  
学 校 教 育 課 長

副学籍校の指定について（通知）

このことについて、下記のとおり副学籍校を指定します。

記

1 副学籍校名

奈良県立 高等学校

2 生徒氏名

3 学年

4 在籍予定学校名

奈良県立 養護学校

5 副学籍を設置する日

平成○年○月○日より